該当箇所	ご意見	回 答
P72 No.18	18 頁に身体障害者相談員が	この地域福祉の項目では障がい福
関係団体との連携	標記されています。	祉、高齢福祉及び児童福祉など分野
	◎身体障害者相談員兼障がい	を横断して対応している地域福祉
	者差別解消地域相談員の位置	を推進する団体・機関として社会福
	付けを明記して下さい。	祉協議会、民生委員・児童委員、各
	事業・活動文書中で例草案	地区ささえあい連絡会を記載して
	「(前略) 地域相談役である民	おります。
	生委員、児童委員、身体障害	なお、身体障害者相談員及び知的障
	者相談員兼障がい者差別解消	害者相談員については次の回答の
	地域相談員、各地区ささえあ	とおり P88 No.75 相談窓口の充
	い連絡会など、」	実において明記します。
	○広域相談も地域に密接した	※ 障がい者差別解消地域相談員
	相談も大切な中、個人情報保	については平成29年度より廃止
	護法により本来の障害相談を	され、代わりに身体・知的障害者相
	させて頂けない状況下では上	談員が各機関へのつなぎ役となる
	記の皆さんとの連携が欠かせ	予定です。
	ません。	
P88 No.76	◎身体障害者相談員兼障がい	No.76 に掲げる障害者相談支援事
障害者相談支援事	者差別解消地域相談員の位置	業については、障害者の日常生活及
業の充実	付けを明記して下さい。	び社会生活を総合的に支援するた
	事業・活動文書中で例草案「障	めの法律第77条に規定されている
	がいのある人などからの相談	地域生活支援事業のうち市町村が
	に身体障害者相談員兼障がい	実施する必須事業である「市町村相
	者差別解消地域相談員が応	談支援事業」として記載しており、
	じ」	身体障害者相談員及び知的障害者
	○No.75 施策:相談窓口の充	相談員が行う相談とは異なるもの
	実で:役場窓口と共に身体障	です。しかし、身体障害者相談員及
	害者相談員兼障がい者差別解	び知的障害者相談員は地域住民の
	消地域相談員も関わる事です	身近な相談窓口として重要な役割
	よね。只、事業・活動の文書の	がある事から、P88 No.75 相談
	中の「 <u>相談に応じ</u> 」に大きく	窓口の充実において、次のとおりを
	含まれているとの事なのか	追加します。
	な。	「役場窓口において・・・(以下省略)
	そうであっても明記してもら	・・・支援を行います。
	いたいです。	役場窓口での相談が困難な場合は、

地域の身近な相談役である身体障
害者相談員及び知的障害者相談員
と協力し相談・情報提供を行いま
す。」
※ 障がい者差別解消地域相談員
については平成29年度より廃止
され、代わりに身体・知的障害者相
談員が各機関へのつなぎ役となる
予定です。